

技術基準への適合性を証する書面（抜粋）

同等外国基準等

細目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	技術基準と同等とされている外国基準
別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」	① 製作年月日が平成 11 年 6 月 30 日（車両総重量が 3.5t を超える自動車にあっては、平成 12 年 6 月 30 日）以前である場合 ② C O C ペーパー（ M_2 、 M_3 、 N_1 、 N_2 又は N_3 のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ W V T A プレート（ M_2 、 M_3 、 N_1 、 N_2 又は N_3 のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ E U 加盟国において生産された自動車であって、E U 加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）	ECE 規則 No, 13 EC 指令 71/320、91/422、98/12 又は 2002/78
(1) 同技術基準に規定された試験のうち、駐車制動装置静的性能試験	① ブレーキテストのローラ回転方向に対する車両の方向が正方向及び逆方向の双方について、ブレーキテストを用いて測定した制動力が次の事項を満足する場合 $F \geq 0.18 W$ ただし、 W : 車両総重量 (kg) F : 駐車制動装置の制動力の総和 (kg) なお、 F を計測する場合の自動車の状態は、検査時車両状態から積車状態に至る範囲のいずれかの状態とする。	_____
(2) 同技術基準に規定された試験のうち、駐車制動装置動的性能試験	① $W/w \leq 1.41$ である場合 $(W+W') \times 900$ ② $\frac{254 \times F}{W+W'} + 0.833 \leq 27.63$ である場合 ただし、 W : 車両総重量 (kg) w : 検査時車両重量 (kg) W' : 回転部分相当重量 (kg) 普通トラック $W' = 0.07W$ バス・小型トラック $W' = 0.05W$ F : 検査時車両状態でブレーキテストを用い測定した駐車制動装置の制動力の総和 (kg)	_____
(3) 同技術基準に規定された試験のうち、常温時制動試験（非積車状態）及び常温時高速制動試験（非積車状態）	① $((W-w)/w) \times 100 \leq 15.0$ である場合 ただし、 W : 車両総重量 (kg)、 w : 検査時車両重量 (kg)	_____
(4) 同技術基準（車両総重量 3.5 トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち次の①から⑤に規定された試験 ①常温時制動試験（非積車状態） ②常温時制動試験（積車状態） ③常温時高速制動試験（非積車状態） ④常温時高速制動試験（積車状態） ⑤フェード試験	① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS 又は GVWR が 3500kg (7716lbs) 以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合	FMVSS No, 135（駐車制動装置動的性能試験を除く。） CMVSS No, 135（駐車制動装置動的性能試験を除く。）

<p>⑥車輪ロック確認試験 ⑦原動機停止時制動試験 ⑧制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験 ⑨エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 ⑩可変式制動力配分装置故障時制動試験 ⑪ABS 故障警報装置の作動確認試験 ⑫駐車制動装置静的性能試験</p>		
<p>(5) 同技術基準（車両総重量3.5トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち(4)中①②④（最高速度が120km/h以下又は135km/h以上の車両に限る。）⑤⑧⑨⑩⑪⑫に規定された試験</p>	<p>① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が3500kg(7716lbs)を超え 4536kg(10000lbs)以下の油圧ブレーキを装着したMPV・TRUCK・BUSのものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>_____</p>
<p>(6) 同技術基準（車両総重量3.5トンを超えて4.536トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち(4)中②④⑧⑨⑩⑪⑫に規定された試験</p>	<p>① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が3500kg(7716lbs)を超え 4536kg(10000lbs)以下の油圧ブレーキを装着したMPV・TRUCK・BUSのものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>_____</p>
<p>(7) 同技術基準（車両総重量4.536トンを超える自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち(4)中③④⑩に規定された試験</p>	<p>① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が4536kg(10000lbs)を超える油圧ブレーキを装着したMPV・TRUCK・BUSのものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>_____</p>
<p>別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」</p>	<p>① 製作年月日が平成3年9月30日（専ら乗用で車両総重量が12tを超える自動車（一般路線バスを除く。）にあつては平成4年3月31日、けん引自動車のうち車両総重量7tを超えて13t以下の自動車にあつては平成7年8月31日）以前である場合 ② COCペーパー（M₃、N₂、N₃又はO₄のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTA プレート（M₃、N₂、N₃又はO₄のものであつて、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ EU加盟国において生産された自動車であつて、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。）</p>	<p>ECE 規則 No, 13 EC 指令 71/320、85/647、88/194、91/422、98/12 又は 2002/78/</p>
<p>別添 14「制動液漏れ警報装置の技術基準」</p>	<p>① 製作年月日が昭和50年11月30以前である場合 ② 別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」が適用される場合 ③ 構造図等により警報装置が装備されていることが確認できる場合</p>	
<p>警報の方式が音による場合の規定を除く。</p>	<p>① FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合</p>	<p>FMVSS No, 105(警報の方式が音による場合の規定を除く。) CMVSS No, 105(警報の</p>

		方式が音による場合の規定を除く。)
別添 27 「内装材料の難燃性の技術基準」	<ul style="list-style-type: none"> ① 製作年月日が平成 7 年 3 月 31 日以前である場合 ② COCペーパーが提出された場合（少数生産車を除く。） ③ WVTa プレート（車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ④ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） ⑤ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合 	EC 指令 95/28 又は COM(92)201 final-SYN 417 FMVSS No, 302 CMVSS No, 302
別添 30 「座席及び座席取付装置の技術基準」 （協定規則を適用する場合には、協定規則第 17 号及び協定規則第 80 号の技術的な要件）	<ul style="list-style-type: none"> ① 製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 ② 別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」が適用される場合 <ul style="list-style-type: none"> ア COCペーパー（M₁又はNのものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） イ WVTa プレート（M₁又はNのものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ウ Eマークが表示されている場合 エ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） オ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合 ③ 協定規則第 17 号が適用される場合 <ul style="list-style-type: none"> ア COCペーパー（M₁、M₂又はNのものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） イ WVTa プレート（M₁、M₂又はNのものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ウ Eマークが表示されている場合 エ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） オ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合 ④ 協定規則第 80 号が適用される場合 <ul style="list-style-type: none"> ア COCペーパー（M₂又はM₃のものに限る。）が提出された場合（少数生産車を除く。） イ WVTa プレート（M₂又はM₃のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。）が貼付されている場合（少数生産車を除く。） ウ Eマークが表示されている場合 エ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合（少数生産車を除く。） 	ECE 規則 No.17 ECE 規則 No.21（シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。） ECE 規則 No.80 FMVSS No.207（規程 4-34-1-2(1)①の自動車に限る。） FMVSS No.201（シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。） CMVSS No.207（規程 4-34-1-2(1)①の自動車に限る。） CMVSS No.201（シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。）

別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」(協定規則を適用する場合には、協定規則第 14 号の技術的な要件)	<ul style="list-style-type: none"> ① 規程 4-36-5 が適用される場合 ② C O C ペーパー (M 又は N のものに限る。) が提出された場合 (少数生産車を除く。) ③ W V T A プレート (M 又は N のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。) が貼付されている場合 (少数生産車を除く。) ④ E マークが表示されている場合 ⑤ E U 加盟国において生産された自動車であって、E U 加盟国の自動車検査証等が提出された場合 (少数生産車を除く。) ⑥ F M V S S ラベル又は C M V S S ラベルが貼付されている場合 	<p>ECE 規則 No, 14</p> <p>F M V S S No, 210</p> <p>C M V S S No, 210</p>
別添 32「座席ベルトの技術基準」(協定規則を適用する場合には、協定規則第 16 号の技術的な要件)	<ul style="list-style-type: none"> ① 規程 4-36-5 が適用される場合 ② C O C ペーパー (M 又は N のものに限る。) が提出された場合 (少数生産車を除く。) ③ W V T A プレート (M 又は N のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。) が貼付されている場合 (少数生産車を除く。) ④ E マークが表示されている場合 ⑤ E U 加盟国において生産された自動車であって、E U 加盟国の自動車検査証等が提出された場合 (少数生産車を除く。) ⑥ F M V S S ラベル又は C M V S S ラベルが貼付されている場合 	<p>ECE 規則 No, 16</p> <p>F M V S S No, 209</p> <p>C M V S S No, 209</p>
別添 37「窓ガラスの技術基準」	<ul style="list-style-type: none"> ① C O C ペーパーが提出された場合 (少数生産車を除く。) ② W V T A プレート (車両型式認可番号が表示されたものに限る。) が貼付されている場合 (少数生産車を除く。) ③ E マークが表示されている場合 ④ E U 加盟国において生産された自動車であって、E U 加盟国の自動車検査証等が提出された場合 (少数生産車を除く。) ⑤ F M V S S ラベル又は C M V S S ラベルが貼付されている場合 ⑥ 安全ガラスであることがマークにより確認できる場合 	<p>ECE 規則 No, 43</p> <p>F M V S S No, 205</p> <p>C M V S S No, 205</p>
別添 91「連節バスの構造要件」	<ul style="list-style-type: none"> ① 製作年月日が平成 24 年 6 月 30 日以前である場合 ② 視認等により構造要件に適合すると認められる場合 	
規程別添 10「ワンマンバスの構造要件」	<ul style="list-style-type: none"> ① 製作年月日が平成 24 年 6 月 30 日以前である場合 ② 視認等により構造要件に適合すると認められる場合 	

備 考

1. ECE規則とは、国連欧州経済委員会統一規則をいう。
2. Eマークとは、国連欧州経済委員会統一規則に基づく認可マークをいう。
3. EC指令とは、欧州経済共同体（EEC）指令又は欧州連合指令をいう。
4. eマークとは、欧州経済共同体（EEC）指令又は欧州連合指令に基づく型式認可マークをいう。
5. EU加盟国とは、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、英国、オーストリア、ルクセンブルグ、フィンランド、デンマーク、ポーランド、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス及びマルタをいう。
6. FMVSS（Federal Motor Vehicle Safety Standard）とは、米国連邦自動車安全基準をいう。
7. CMVSS（Canadian Motor Vehicle Safety Standard）とは、カナダ自動車安全基準をいう。
8. GVWRとは、車両総重量の許容限度（Gross Vehicle Weight Rating）をいう。
9. COCペーパーとは、EC指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書であって、原本（原本提示があった場合は写し）であるものをいう。この場合において、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取り扱う。
10. WVTALabel又はプレートとは、EC指令に基づく総合車両型式認可（Whole Vehicle Type Approval）を受けた車両に貼付されている当該総合車両型式認可番号が表示されているラベル又はプレートをいう。
11. EU加盟国の自動車検査証等とは、EU加盟国の権限ある政府機関が発行した自動車検査証又は自動車登録証であって、原本（原本提示があった場合は写し）であるものをいう。この場合において、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取り扱う。
12. 少数生産車とは、生産台数が年間500台未満等の自動車をいう。この場合において、車両識別番号のWMI（World Manufacturer Identifier）の3桁目の記号が「9」である自動車は、少数生産車に該当する。
13. PASSとは、乗用自動車（Passenger Vehicle）をいう。
14. MPVとは、多目的乗用自動車（Multi Purpose Passenger Vehicle）をいう。
15. TRUCKとは、貨物自動車をいう。
16. BUSとは、定員11人以上の乗合自動車をいう。
17. Mとは、乗用自動車をいう。
18. M₁とは、乗車定員9人以下の乗用自動車をいう。
19. M₂とは、乗車定員10人以上で車両総重量限度が5.0t以下の乗用自動車をいう。
20. M₃とは、乗車定員10人以上で車両総重量限度が5.0tを超える乗用自動車をいう。
21. Nとは、貨物自動車をいう。
22. N₁とは、車両総重量限度が3.5t以下の貨物自動車をいう。
23. N₂とは、車両総重量限度が3.5tを超え12.0t以下の貨物自動車をいう。
24. N₃とは、車両総重量限度が12.0tを超える貨物自動車をいう。
25. Oとは、トレーラ（セミトレーラを含む。）をいう。
26. O₁とは、車両総重量限度が0.75t以下のトレーラをいう。
27. O₂とは、車両総重量限度が0.75tを超え3.5t以下のトレーラをいう。
28. O₃とは、車両総重量限度が3.5tを超え10.0t以下のトレーラをいう。
29. O₄とは、車両総重量限度が10.0tを超えるトレーラをいう。